

# 株式会社 丸庭佐藤建設行動計画（第1回）

すべての従業員がその能力を発揮し、快適で働きやすい職場環境を確立するため、次のような行動計画を策定する。

1、計画期間 平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日までの2年間

2、内 容

【目標1】 ・育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修等の啓発活動を行う。

【対 策】

平成27年4月1日～ ・従業員や管理職へアンケート調査による実態把握・社内委員会での検討開始。

平成27年4月1日～ ・管理職等を対象とした研修の実施。

---

【目標2】 ・所定外労働時間を現状よりも改善する。

【対 策】

平成27年4月1日～ ・所定外労働の実態把握。

平成27年5月1日～ ・ノー残業デーを設定・実施し残業時間の抑制を図る。

---

【目標3】 ・小学校就学前の子を持つ従業員に対し、所定外労働を免除する制度を導入する。

【対 策】

平成27年4月1日～ ・従業員のニーズの把握、検討開始。

平成27年5月1日～ ・制度の導入、社内広報誌などによる従業員への周知。

---

【目標4】 ・始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度を導入する。

【対 策】

平成27年4月1日～ ・従業員のニーズ把握、検討開始。

平成27年5月1日～ ・制度の導入、社内広報誌などによる従業員への周知。

---

## 株式会社 丸庭佐藤建設行動計画（第1回）

女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1、計画期間 平成28年4月1日 ～ 平成31年3月31日までの3年間

2、内 容

【目標1】 ・機械運転・技術職における女性人数を1人以上とする。

【当社の課題】

（1）女性の応募者が少なく、該当技術者が少ない。

【対 策】

平成28年5月1日～ ・自社ホームページを利用し女性活躍応援企業であることをアピールする。

平成28年5月1日～ ・女性の採用基準を男女格差のない優遇されたものとして設定する。